大高介第４８７号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年３月２３日

大和高田市第１号事業通所型サービス事業所　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大和高田市保健部

部長　佐藤　博美

　　令和３年度　第１号事業通所型サービスの事業内容変更に伴う経過措置について

平素、大和高田市介護保険行政、ならびに地域包括支援センター事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和３年３月８日付で送付いたしました、大高介第４５４号「令和３年度　第１号事業の事業内容変更に伴う届出について」につきまして、追加通知させていただきます。

前回のお知らせのとおりサービス提供配置基準が変更になり、令和３年４月より入浴サービスや介護予防目的とした運動等を提供する際に、看護職員、機能訓練指導員のいずれかの配置をお願いしているところではありますが、**令和３年４月サービス提供に際し、上記の人員配置が困難な事業所様につきまして、1年間（令和３年４月１日～令和４年３月３１日）の経過措置を設けます**。また新配置基準の確認のため、ご多忙かとは存じますが、令和３年５月３１日までに以下の書類を大和高田市において指定を受けておられます**アクティブ型、リハビリ型すべての事業所様**にご提出いただきますようよろしくお願い申し上げます。アクティブ型の事業所様につきましては、令和３年３月８日付通知にてお知らせした提出書類ではなく本通知に記載の提出書類をご用意いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

　なお、事業所様よりいただきました質問にお答えしたものをＱ＆Ａとして同封させていただきましたので併せてご確認ください。（大和高田市ホームページにて随時追加更新の予定です。）

【提出先】〒653-8511

　　　　　大和高田市大字大中１００番地1

大和高田市役所介護保険課介護保険給付係　宛

ＦＡＸの場合　0745-24-1055（番号のお間違いにはご注意ください）

【提出期限】令和３年５月３１日（月）

【提出書類】・看護職員・機能訓練指導員の資格の確認できる書類

・４月以降の従業者勤務一覧表（シフト表）（※）

（※印の様式は大和高田市ホームページに掲載されています。）

大和高田市介護保険課介護保険給付係

0745-22-1101